

第5回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月27日（金）午後2時00分から午後2時48分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（23名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 12番 井田 留吉

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第5号 現況証明について
 第6号 幕別町に対する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	岩岡 夢貴
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	菅原美栄子
農地振興係主事	石塚 瑤人

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第5回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。 議事録署名委員に9番 佐藤雅典委員、10番 森委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、12番 井田委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告申し上げます。
議長	次に、報告第1号「令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を議題といたします。 事務局から報告第1号の説明をいたします。
事務局	報告第1号「令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」、9月の農地パトロール、利用状況調査を実施した結果、利用意向調査に該当する農地はありませんでした。 以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局	事務局から、報告第2号1番から7番の説明をいたします。 報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は議案書1ページから3ページの、今月18日及び19日に町公社が利用調整を行った7件であります。内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番から7番について説明を申し上げました。 質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番から7番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から8番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。
	【議案第1号1番から8番について、議案書をもとに朗読】
	以上の8件につきましては、売買のため解約するものです。農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
	以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第1号1番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から8番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第1号9番、10番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件

の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(16 番 多田委員退席)

それでは、議案第 1 号 9 番、10 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 1 号 9 番、10 番について、議案書をもとに朗読】

以上の 2 件につきましては、売買のため解約するものです。農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 1 号 9 番、10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 1 号 9 番、10 番は原案のとおり可決されました。

(16 番 多田委員着席)

議長

次に、議案第 1 号 11 番から 17 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 1 号 11 番から 17 番について、議案書をもとに朗読】

11 番は返還のため、12 番から 17 番は売買のため解約するものです。以上の 7 件につきましては、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 1 号 11 番から 17 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 1 号 11 番から 17 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。
	議案第2号1番から5番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。 【議案第2号1番から5番について、議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番から5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番から5番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
	議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。 【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23 番	23 番説明いたします。これらの案件は、新規であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 3 号 1 番、2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 3 号 3 番から 6 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 3 番から 6 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 2 ページから 3 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	14 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 3 号 3 番から 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 3 番から 6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 3 号 7 番、8 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 7 番、8 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 4 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5 番

5 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号 7 番、8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 3 号 7 番、8 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第 3 号 9 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 9 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 5 ページの上段のとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番説明いたします。この案件は、今年 8 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号 9 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 9 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 3 号 10 番について事務局から説明をいたします。
事務局	所有権に移ります。
	【議案第 3 号 10 番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 5 ページの下段のとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。この案件は、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 3 号 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 10 番は、原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 3 号 11 番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。
	(16 番 多田委員退席)
	それでは、議案第 3 号 11 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 11 番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 6 ページの上段のとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20 番	20 番説明いたします。この案件につきましては、今月 19 日に町公社が利用

調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長

次に、議案第3号12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今年10月に町公社が利用調整を行い、同月に購入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号12番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号13番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号13番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件につきましては、今年10月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号13番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は多田委員ですが、利用調整会議に井田委員が代わりに地区担当委員として出席しております。本日、都合により井田委員が総会を欠席されましたので、一緒に利用調整会議に出席した私の方からご説明いたします。
この案件は、今年10月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

	議案第 3 号 14 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 14 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 3 号 15 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 15 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 8 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件につきましては、今年 10 月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 3 号 15 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 15 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第 4 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第 4 号 1 番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、別添調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 4 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 4 号 2 番、3 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	賃借権に移ります。 【議案第 4 号 2 番、3 番について、議案書をもとに朗読】 これらの案件は、別添調査書 2 ページから 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。これらの案件は、今月 19 日に西田委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 4 号 2 番、3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 4 号 2 番、3 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	所有権に移ります。
	【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】
	この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は、今月19日に西田委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号5番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】
	この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1番	1番説明いたします。この案件は、今月19日に西田委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に西田委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願います。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1番	1番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に西田委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願います。

す。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番、4番について事務局から説明をいたします。

【議案第5号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に西田委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求める

ものであります。今月 19 日に西田委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 5 号 5 番、6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 5 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 5 号 7 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 5 号 7 番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番 11 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 19 日に西田委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 5 号 7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 5 号 7 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 5 号 8 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 5 号 8 番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19 番	19 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 19 日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しております。よろしくお願いいたします。説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 5 号 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 5 号 8 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 6 号「幕別町に対する意見書について」を議題といたします。 帰山農政部会長は、正面席までご移動願います。
議長	議案第 6 号について、事務局から説明をいたします。
事務局長	議案第 6 号「幕別町に対する意見書について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。提出先は幕別町で、意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。
議長	本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託しておりますので、帰山農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。
農政部会長	それでは、提案理由の説明をいたします。 第 4 回総会において農政部会へ付託されました、幕別町に対する意見書の内容について、去る 11 月 24 日に農政部会を開催し、協議、検討いたしました。 その結果、議案にありますように、国と町に大きく分けることとし、国等への要請には 3 項目、また、町への要望には 5 項目からなる内容といたしました。 なお、本日は、項目ごとの朗読は省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 はじめに、「Ⅰ. 国等への要請事項」であります。 一つ目に「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について」、二つ目に「自然災害等による農業被害への支援対策について」、三つ目に「農業農村整備事業の促進について」の 3 構成による要請といたしました。 次に、「Ⅱ. 町への農業施策の要望事項」であります。 一つ目に「担い手・労働力の確保について」、二つ目に「有害鳥獣の駆除対策について」、三つ目に「町民と食・農とのつながり（食育）の推進について」、四つ目に「IT 技術などの先進技術の導入促進」、五つ目の「農業委員会関係予算の確保等について」の 5 構成による要望といたしました。

	以上の8項目を踏まえた意見書を幕別町に提出し、国及び北海道に対しての働き掛けとし、町に対しましても各種施策の推進を求めるものとします。 なお、本総会において決定されましたら、12月9日に谷内会長、鯖戸代理、私の3名で町長へ提出したいと考えております。 説明は、以上であります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第5回農業委員会総会を閉会します。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。